

職員の配偶者同行休業に関する条例及び職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条による改正（職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年墨田区条例第20号））

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項から第3項まで、第6項から第8項まで及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）</u></p> <p>第9条 <u>任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。</u></p> <p><u>(1) 申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用</u></p> <p><u>(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用</u></p> <p>2. <u>任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ当該職員の同意を得なければな</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項から第3項まで、第6項及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔新設〕</p>

<p>らない。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、墨田区規則で定める。</p>	<p>[同左]</p> <p><u>第9条</u> [同左]</p>
---	------------------------------------

第2条による改正（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年墨田区条例第4号））

改 正 案	現 行
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年墨田区条例第20号）第9条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。）の任用期間中の年次有給休暇は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、墨田区規則で定める。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員、職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、不妊</p>	<p>[同左]</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。）の任用期間中の年次有給休暇は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、墨田区規則で定める。</p> <p>[同左]</p> <p>第15条 [同左]</p> <p>(1) 法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児</p>

<p>治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠          症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦          通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育          児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害          休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子          の看護のための休暇及び短期の介護休暇</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生          理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、          ボランティア休暇、子の看護のための休          暇及び短期の介護休暇</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>
---	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。